

児童発達支援センターにおける食事提供方法について (施設内調理以外による提供方法への緩和)

1 提案の概要

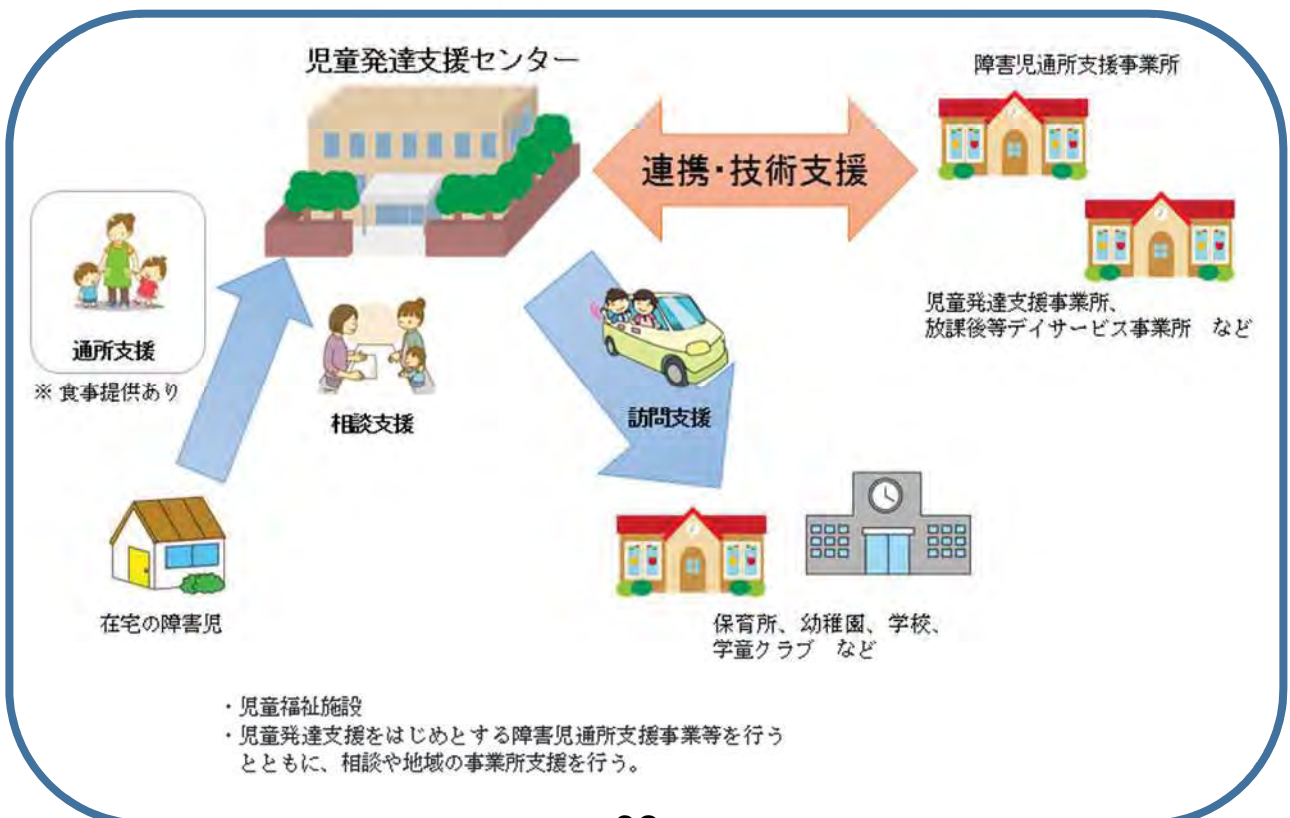
児童福祉施設のうち、保育所における児童への食事の提供については、一定の条件が整えば、満3歳以上の幼児に対する食事の外部搬入を認め、調理室の設備基準を緩和する特例が既に設けられているが、障害児に対して通所による療育等のサービスを提供する児童発達支援センターについては、児童福祉施設の基準の適用により、自施設に調理室を設け、施設内で調理する方法で食事を提供しなければならないとされている。

児童発達支援センターについても、保育所と同様に調理室の設備基準を緩和し、外部搬入による児童への食事の提供を可能とする。

2 児童発達支援センターについて

平成24年に児童福祉法が改正され、障害児が身近な地域で質の高い療育支援が受けられるよう、障害児の通所サービスの体系が見直され、また、その実施主体は市町村とされた。

児童発達支援センターは、障害児に対して児童発達支援や放課後等デイサービスといった障害児通所支援事業を実施するとともに、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への助言を行うなど、地域の中核的な役割を担う障害児の療育支援施設として位置付けられ、厚生労働省においては、概ね10万人規模に1箇所以上を目安として児童発達支援センターを設置することとしている。



3 改正の必要性

本県（政令指定都市及び児童相談所設置市を除く）の人口は約 280 万人（29 市町村）であるが、10 万人に 1 箇所とされている児童発達支援センターの設置数は、平成 29 年 5 月現在 14 箇所に止まっている。

その理由の一つとして、児童発達支援センターは、前述のとおり、自施設に調理室を設け、施設内で調理する方法で食事を提供しなければならないとされており、この基準上必置とされている調理室を設けることが困難なため、整備が進まないことが挙げられている。

実際に、本県では、市が既存公有財産を活用し、児童発達支援センターの設置を検討したが、建物の構造や整備費用等の関係から設備改修により調理室を設けることが困難であったことから、児童発達支援センターとしての設置を断念し、障害児通所支援事業所として整備した事例があった。

児童発達支援センターは保育所と同じく通所施設でありながら、児童を入所させ 24 時間支援する施設と同じ基準が適用されており、それが設置促進を妨げる要因の一つとなっている。

4 制度改正による効果

障害児通所支援事業には、中小の営利企業や特定非営利活動法人等の様々な事業主体が多数参入しているなか、市町村においては、そうした事業所のバックアップの役割も果たす児童発達支援センターの設置が急務となっている。

保育所においては、当初の特区制度活用による規制緩和から、現在は省令改正により調理室の設備基準の特例が設けられており、一定の要件を満たせば食事の外部搬入が可能とされている。保育所と同様の通所施設である児童発達支援センターにおいても、全国的な規制緩和により設置促進が図られることで、障害児及びその保護者がどこに暮らしていても、地域で専門性の高い療育を受けられるようになる。

なお、規制緩和にあたっては「保育所の設備の基準の特例」に準ずることに加えて、障害者施設や高齢者施設の調理部門の受託や食事の搬入の実績があり、障害特性に応じた多様な食形態への配慮が可能な業者であること等を要件として想定しており、これにより障害児に提供する食の安全性等を担保することが可能と考える。

神奈川県（県所管域）における児童発達支援センターの設置状況

平成 29 年 5 月現在

圏域	市町村	人口	既に設置している数	10万人に1箇所とした場合の必要数
横須賀・三浦	鎌倉市	172,234	1	3
	逗子市	57,515		
	三浦市	44,114		
	葉山町	31,984		
県央	厚木市	225,414	1	8
	大和市	234,859	1	
	海老名市	130,967	1	
	座間市	129,354		
	綾瀬市	84,280	1	
	愛川町	40,083	1	
	清川村	3,159		
湘南東部	藤沢市	428,238	2	7
	茅ヶ崎市	240,220	2	
	寒川町	48,081		
湘南西部	平塚市	258,139	1	6
	秦野市	166,140	2	
	伊勢原市	102,163		
	大磯町	31,462		
	二宮町	28,095		
県西	小田原市	192,939	1	3
	南足柄市	42,653		
	中井町	9,575		
	大井町	16,874		
	松田町	11,003		
	山北町	10,279		
	開成町	17,391		
	箱根町	11,677		
	真鶴町	7,102		
	湯河原町	24,563		
所管域計		2,800,557	14	27

※ 本県では、市町村により人口規模に差があるため、仮に障害保健福祉圏域ごとに、概ね人口10万人規模に1箇所設置を促進する場合、今後、13箇所の児童発達支援センターを設置する必要がある。

◆ 児童発達支援センター

児童福祉法（以下「法」という。）第7条第1項に規定する児童福祉施設のひとつで、児童発達支援や放課後等デイサービスをはじめとして指定障害児通所支援等を提供する。障害児に対して、通所により日常生活における基本的な動作の指導等の便宜を供与する。

市町村は、法第35条第3項の規定により都道府県知事に届け出て、国、都道府県及び市町村以外の者は、法第35条第4項の規定により都道府県知事の認可を得て設置することができる。都道府県は、法第45条第1項の規定により、設備及び運営について条例で基準を定める。

◆ 指定障害児通所支援

法第6条の2の2に規定する児童発達支援等の事業をいう。これらの事業は社会福祉法における第二種社会福祉事業（児童発達支援センターで行うものを含む）であり、法第34条の3第2項の規定により都道府県知事に届け出て事業を行うことができる。

指定障害児通所支援事業については、法第21条の5の3第1項の規定により都道府県知事が指定する。都道府県は、法第21条の5の18第1項及び第2項の規定により、指定障害児事業者等の人員、設備及び運営に関する基準を定める。

※ 当県において定めている条例について

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）
- ・指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第7号）

◆ 施設設備等にかかる現行基準（都道府県が条例を定めるにあたり従うべき基準）

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

・第11条第1項（食事）

児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

〔 設置基準第62条第1号 … 福祉型センターの設備に関する調理室の必置規定
設置基準第68条第1号 … 医療型センターの設備に関する調理室の必置規定 〕

・第32条の2（保育所の設備の特例）

次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する施設を備えるものとする。

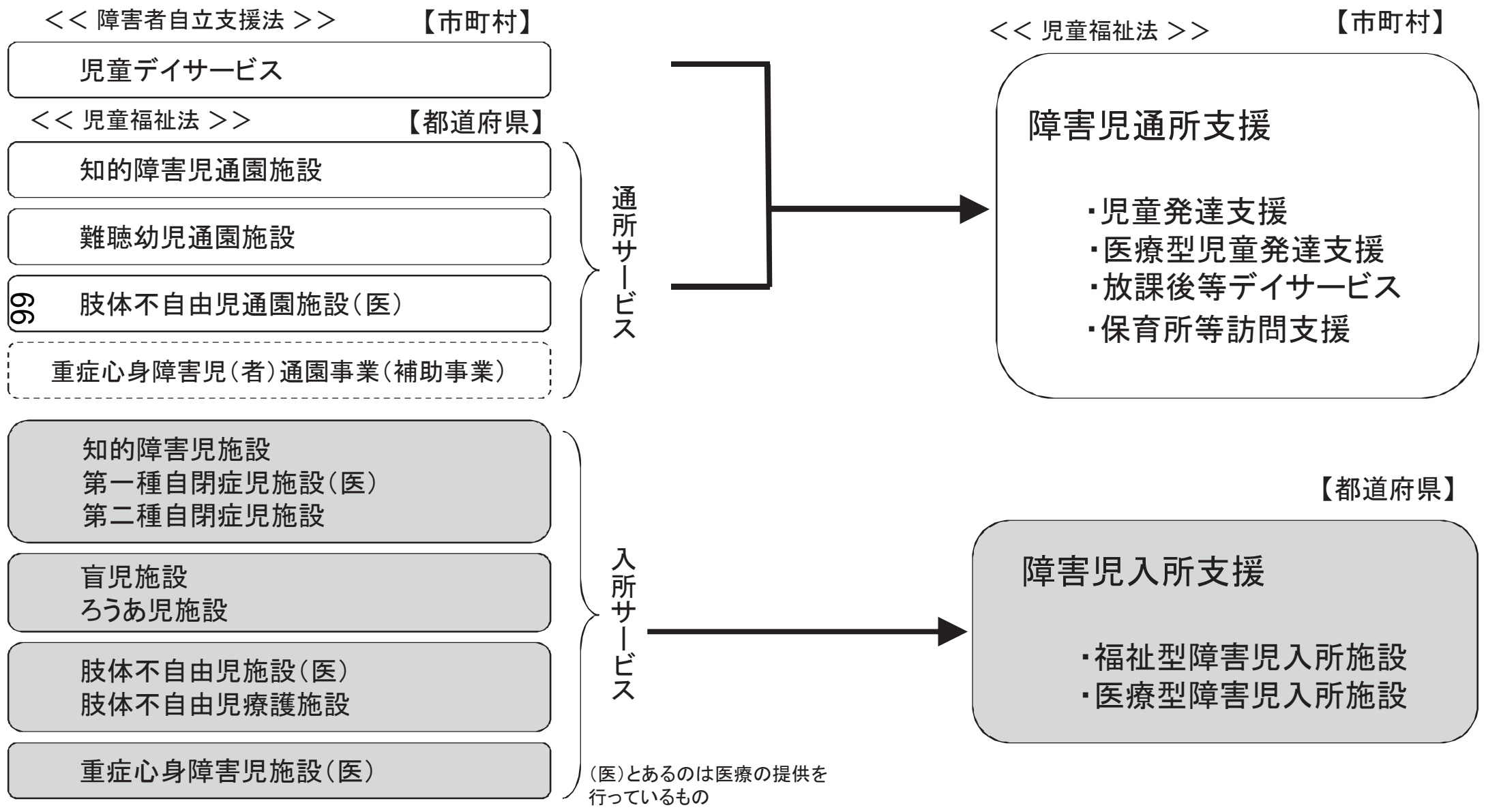
○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

・第10条第1項（設備）

指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

障害児支援の体系①～平成24年児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化～

○ 障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた体系(給付)について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



障害児支援の体系②～児童発達支援～

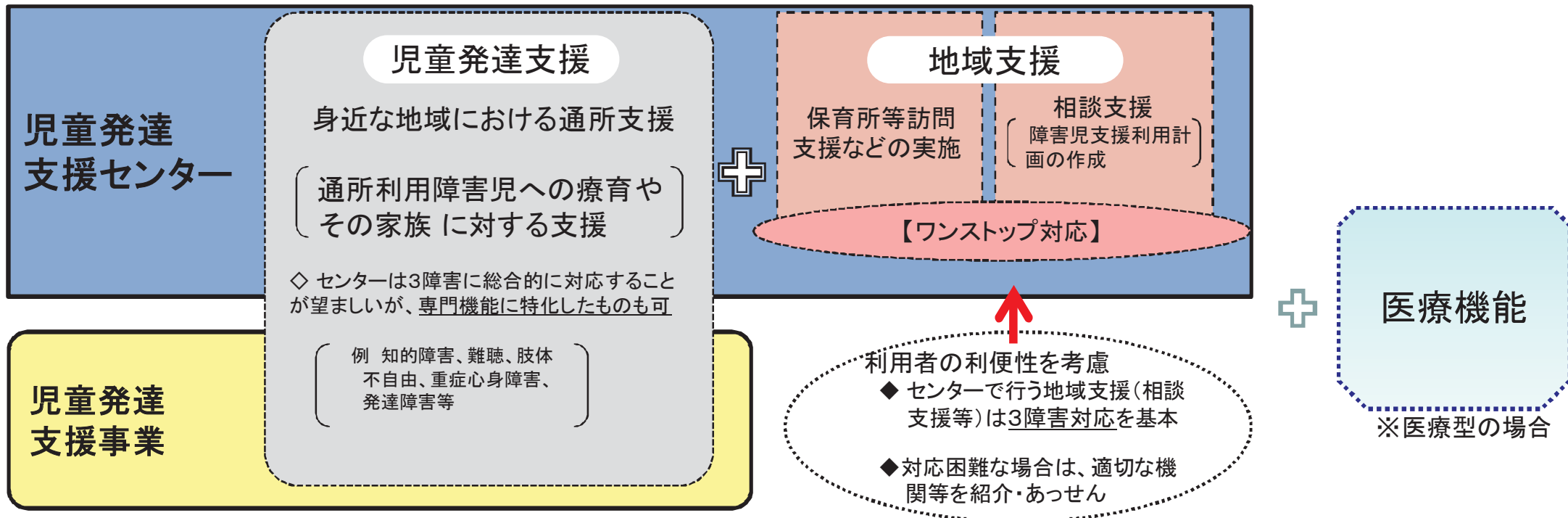
○事業の概要

- ・ 日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)
- ・ 事業の担い手
 - ①児童発達支援センター(児童福祉法第43条)
通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う。(地域の中核的な支援施設)
 - ②それ以外の事業所
もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う。

○対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

②提供するサービス



児童発達支援の整備の考え方について

児童発達支援は、通所により利用する身近な療育の場として、より近接した地域において量的な拡大を図っていく一方で、それぞれの場において、各障害別に関わりなく適切な支援が受けられるよう支援の質の確保を図ることも重要。

各障害別に関わらず適切な支援を受けられるようにする（質の確保）

できる限り身近な場所で支援を受けられるようにする（量の拡大）

- ◆ 児童発達支援センターがその役割を担い、関係機関等と連携を図りながら重層的に支援
- ◆ 児童発達支援事業との支援ネットワーク（支援方法の共有と事業への支援）

◇ 児童発達支援事業の基準設定を工夫し、児童発達支援事業の設置を促進

法 第1種(知的通園、難聴通園、肢体通園)→第2種社会福祉事業へ(NPO法人等、多様な実施主体の参入)
・多様な基準設定による弾力的な実施形態を認める

◇ 児童発達支援センターとの支援ネットワークにより地域をカバー(センターからの支援等により質も向上)

◇ 児童発達支援事業

○ その他の「事業」は、市町村の範囲に複数設置のイメージ。

・障害児の通園可能な範囲(例えば中学校校区など)を基準に最低1カ所以上。

(※放課後等デイサービスを含む)

○ 整備量のイメージ (案)

◆ 児童発達支援センター

○ 地域支援を行う「センター」は、市町村～障害保健福祉圏域の範囲に1～2カ所設置のイメージ。

- ・概ね10万人規模に1カ所以上。
- ・人口規模の大きい市は、10万人を目安に複数カ所設置し、逆に人口規模の小さい市町村は、最低でも1カ所設置。

(※医療型児童発達支援センターを含む)